

告示

埼玉県告示第九百三十四号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和二年八月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人博療会佐瀬病院	埼玉県飯能市栄町十一番地二	令和二年八月二十一日